

農業機械再取得等支援事業人材派遣業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

令和6年能登半島地震からの早期復旧・復興を図るため、石川県では被災農業者の営農再開のため「農業機械再取得等支援事業（国事業名：農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）」を実施している。当該事業をより一層推進するため、被災自治体への人材派遣業務を委託するにあたり、最も適格な受託者を選定する。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名：農業機械再取得等支援事業人材派遣業務
- (2) 業務内容：別添「農業機械再取得等支援事業人材派遣業務」仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 提案上限額：派遣料金1人1時間当たり1,800円(消費税及び地方消費税含まない)

## 3 スケジュール

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 募集開始（県ホームページに掲載） | 令和6年10月1日(火)      |
| (2) 質問書提出期限          | 令和6年10月4日(金)17時まで |
| (3) 企画提案書等提出期限       | 令和6年10月9日(水)17時まで |
| (4) 審査会の開催           | 令和6年10月上中旬        |
| (5) 審査結果の通知・契約締結     | 令和6年10月下旬         |

## 4 プロポーザルへの応募資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 石川県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- (2) 仕様書に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。
- (3) 労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下、「労働者派遣法」と示す。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 石川県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。
- (8) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下、「条例」と示す。）

第2条第1号に規定する暴力団。(以下、「暴力団」と示す。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

- ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員。以下、「暴力団員」と示す。)である者
- ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 質問の受付、回答方法

### (1) 提出期限

- ・令和6年10月4日(金)17時必着

### (2) 提出方法

- ・質問書(様式1)を電子メールにより、「9 問い合わせ先」まで送信したうえで、到達確認のための電話を行うこと。但し、電話での質問は受け付けない。

### (3) 質問事項の回答

- ・質問者に電子メールにより回答する。本実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しないかたちで、公募型プロポーザル参加申込提出者に周知する。

### (4) 留意事項

- ・企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

## 6 参加申込書及び企画提案書の提出

### (1) 提出期限

- ・プロポーザル参加申込書 他提出書類一式 令和6年10月9日(水)17時必着

### (2) 応募方法

- ・持参、郵送又はメール(FAXでの応募は不可)
- ・提出先は、下記「9 問い合わせ先」に同じ。
- ・件名は「農業機械再取得等支援事業人材派遣業務委託公募型プロポーザル参加申込」とすること。
- ・応募者は、電子メールにより参加申込書等を提出する場合、送信後に必ず「9 問い合わせ先」まで電話し、受信確認を行う。

(3) 提出書類（下表のとおり）

| 提出書類  | 部数 | 様式(規格)                       |
|---|----|------------------------------|
| ① プロポーザル参加申込書   | 1部 | 様式2(A4)                      |
| ② 企業概要説明書   | 1部 | 様式3(A4)                      |
| ③ 企画提案書<br>・派遣労働者の質<br>・派遣労働者の安定確保<br>・個人情報保護及び機密保持<br>・危機管理体制<br>・業務実施体制<br>・派遣料金（派遣労働者1人1時間当たりの派遣単価）<br>・類似業務の受注実績<br>・派遣労働者の増員への対応 | 1部 | 様式4(A4)<br>※用紙15枚以内と<br>すること |
| ④ 応募資格等確認書類【写し可】<br>・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）<br>・県が発行する納税証明書<br>・直近の決算書<br>・定款<br>・労働者派遣事業の許可証<br>・誓約書（様式5）                                | 1部 | —<br>※誓約書は<br>様式5            |

(4) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1法人・1案とする。
- ・参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。
- ・提出された書類は、一切返却しないこととする。
- ・本公募で知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- ・企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ・書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。
- ・「業務実施体制」については、再委託先がある場合は、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

## 7 審査方法

(1) 選定方法

下記「(2) 審査基準」に従い、農業機械再取得等支援事業人材派遣業務選定委員会において、参加申込みがあった事業者から提出された企画提案書等に基づき書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を選定する。なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。プレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査基準

|      | 審査項目   | 評価点                           |
|------|--|-------------------------------|
| 評価項目 | <p>1 派遣労働者の質の確保</p> <p>(1) 当該業務に派遣する労働者の選定過程（募集方法、選定基準、選定方法、適性能力の把握 等）</p> <p>(2) 派遣労働者に対する研修制度、実施体制（派遣前、派遣期間中）</p> <p>(3) 派遣された労働者の能力不足、勤務態度等に改善を要する場合の対応</p> <p>(4) その他、派遣労働者の質の確保に関する取組</p>                                 | 質の高い労働者を安定的に派遣できる体制がとられているか。  |
|      | <p>2 派遣労働者の安定確保</p> <p>(1) 登録から就業先決定までのプロセス</p> <p>(2) 派遣労働者の雇用管理及び派遣労働者への支援体制</p> <p>(3) 派遣労働者の就業条件（休暇、保険、福利厚生、健康診断等）</p> <p>(4) その他、派遣労働者の安定確保に関する対応</p>   |                               |
|      | <p>3 個人情報保護及び機密保持</p> <p>(1) 会社としての取り組み（内部規程等）</p> <p>(2) 派遣労働者の守秘義務の確保対策</p> <p>(3) 情報漏えい、セキュリティ事故発生時の対応</p> <p>(4) その他、当該業務を行うに当たり、個人情報保護及び秘密保持対策について、特に実施する取組み</p>  | 個人情報保護や機密保持に対する考え方や取組が適切であるか  |
|      | <p>4 危機管理体制</p> <p>(1) トラブル未然防止策（相談体制、定期的な状況把握等）</p> <p>(2) 急な退職があった場合や県の交代要請があった場合等の後任者の確保、業務引継</p> <p>(3) 派遣労働者からの苦情対応、処理体制</p> <p>(4) 派遣労働者の労働災害（通勤中、業務中）発生時の対応</p> <p>(5) その他、リスク管理全般に対する取組（個人情報保護、機密保持に関する取組は「3」に記載。）</p> | 未然防止策やトラブルや事故発生時の対応が適切であるか。   |
|      | <p>5 業務実施体制</p> <p>当該業務を円滑に実施するための社内体制、責任者の配置、県との連絡体制、労働者派遣関係法令や制度に関する県への情報提供など</p>  | 社内体制や県との連絡体制等、業務の実施体制が適切であるか。 |

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <p>6 派遣料金<br/>※当該単価には、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」、「労働保険料」、「社会保険料」及び「諸経費」を含む。</p>                                 | <p>適正な金額か。</p>            |
| <p>7 類似業務の受注実績<br/>※別葉としても良い<br/>※類似業務の受注実績には「no」、「契約先」、「業務名」、「契約期間」、「業務内容」、「派遣人数（平均）」、「派遣人数（最大）」、「備考」を含む。</p> | <p>地方自治体等からの受注実績があるか。</p> |
| <p>8 派遣労働者の増員への対応<br/>(1) 増員可能な派遣労働者の確保に要する期間・追加の費用<br/>(2) その他、増員可能な派遣労働者の確保に関する対応</p>                        | <p>増員への対応がスムーズになされるか。</p> |

### (3) 選考結果の通知

- ・ 審査において総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を特定する。
- ・ 審査結果（書類選考結果含む）は各提案者に文書をもって通知する。
- ・ なお、審査内容及び審査結果に係る質問や異議は一切認めない。

## 8 契約締結について

- (1) 審査で特定した最優秀提案者から委託契約の締結交渉を行い、協議が整った場合は改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者との契約交渉が不調の時は、次点者と同様に契約手続きを行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

## 9 問い合わせ先

石川県農林水産部農業経営戦略課農業人材グループ

担 当：清水、小俣

住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1

電 話：076-225-1660

F A X：076-225-1618

メールアドレス： e210100@pref.ishikawa.lg.jp

書類等の交付、收受、電話での問い合わせ等は、平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとし、土日、祝日を除く。